

会議開催のお知らせ

蔵王町企画審議会

■日時：令和 7 年 6 月 1 8 日（水） 1 3 時 1 5 分から

■場所：蔵王町地域福祉センター 大ホール（蔵王町大字円田字愛宕前 3 3 番地）

■議題：

- 1 会長の選挙、職務代理者の指定について
- 2 総合戦略における重要業績評価指標（K P I）の実績値報告について
- 3 第五次長期総合計画（後期基本計画）に係る評価及び取組状況等について
- 4 蔵王町景観計画の策定に係る諮問について

■傍聴定員：5 人

傍聴を御希望の方は、会議開催の 3 0 分前から 1 0 分前までに、当該会議の会場で受付をしてください。なお、傍聴の受付は、先着順に行い、定員を超えた場合は抽選により決定します。

■その他：

開催当日に、急きょ非公開、中止又は延期が決定される場合があります。

■問合せ先：蔵王町まちづくり推進課

電話 0 2 2 4 - 3 3 - 2 2 1 2 （内線 2 3 1）

蔵王町企画審議会傍聴要領

(趣旨)

第1条 この要領は、蔵王町企画審議会（以下「審議会」という。）の会議の傍聴に関し必要な事項を定めるものとする。

(傍聴の手続等)

第2条 審議会の会議を傍聴しようとする者は、傍聴受付簿に氏名及び住所を記入しなければならない。ただし、報道関係者については、この限りでない。

2 傍聴の受付は、審議会の開催当日、開催場所において開催定刻10分前までの間に行うものとする。

3 審議会の会長（以下「会長」という。）は、会議の開催場所等の状況により必要があると認めるときは、傍聴を認める定員の数を制限することができる。その場合において、傍聴を予定する者の決定は、原則として抽選により行う。

(報道関係者の傍聴に係る手続等)

第3条 報道関係者は、取材等のため審議会の会議を傍聴しようとするときは、あらかじめ会長の許可を受けなければならない。

2 前項の規定により許可を受けた者は、審議会の会議を傍聴するときは、腕章等を着用することにより、報道関係者であることを明示しなければならない。

(傍聴することができない者)

第4条 次の各号のいずれかの該当する者は、審議会の会議を傍聴することができない。

(1) 銃器、爆発物その他危険のおそれのあるものを所持している者

(2) 酒気を帯びていると認められる者

(3) 貼り紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗、のぼりの類を所持している者

(4) 前3号に掲げるもののほか、会議を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすと認められる者

(傍聴人の守るべき事項)

第5条 傍聴人は、審議会の会議を傍聴するに当たっては、次に掲げる事項を守ら

なければならない。

- (1) 静かに傍聴し、拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。
- (2) 談笑、騒ぎ立てること、みだりに席を離れること、その他の議事の妨げ及び他人の迷惑になる行為をしないこと。
- (3) 鉢巻き、腕章の類をする等示威的行為をしないこと。
- (4) 撮影又は録音をしないこと。
- (5) 飲食又は喫煙をしないこと。
- (6) 会長及び係員の指示に従うこと。
- (7) 前号に掲げるもののほか、会議の秩序を乱し、又は妨害となる行為をしないこと。

(傍聴人の退場等)

第6条 傍聴人がこの要領に違反したときは、会長は、これを制止し、その命令に従わないときは、これを退場させることができる。

2 傍聴人は、審議会において会議非公開の議決があったときは、速やかに、退場しなければならない。

(傍聴人への会議資料の閲覧)

第7条 審議会は、会議が終了するまでの間、会議資料（蔵王町情報公開条例（平成11年蔵王町条例第27号）第11条又は第12条に規定する非開示情報が記録されている部分を除く。）を当該会場に備え、傍聴人に閲覧させることができる。

(その他)

第8条 この要領に定めるもののほか、審議会の傍聴に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この要領は、令和5年5月23日から施行する。